

更別村農業委員会議事録

平成29年 第12回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

平成29年12月19日

更別村農業委員会会長 道 見 克 浩

1. 開催状況

(1) 開 会 日 平成29年12月19日（13時55分開会、15時44分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況 （出席12名、欠席 0名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	道 見 克 浩	出席	6	委員	大 地 恵 子
出席	1	委員	山 中 賢 一	出席	7	委員	塩 田 孝 弘
出席	2	委員	日 光 富 男	出席	8	委員	九 々 昌 弘
出席	3	委員	福 田 隆 幸	出席	9	委員	赤 澤 正 信
出席	4	委員	日 崎 克 彦	出席	10	委員	及 川 政 人
出席	5	委員	河 瀬 達 也	出席	11	委員	穴 戸 功

(4) 議事録署名委員

11番 穴戸委員 1番 山中委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 小林 浩二 主事 尾花 圭市
村産業課 産業課長 本内 秀明

(6) 議 件

- 報告第1号 農業者年金業務処理状況について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第3号 農地の使用貸借の合意解約の通知について
- 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）
- 議案第1号 現況証明願について
- 議案第2号 更別村農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調製について

議案第6号 農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について

議案第7号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

議案第8号 農用地の利用関係の調整について

(7) その他

- ① 歳末たすけあい運動（職域募金）について
- ② 村づくり懇談会について
- ③ 平成29年度南十勝農業委員等研修会について
- ④ 平成30年第1回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 それでは皆様お疲れ様です。定刻より早いんですけどもお揃いになりましたので、ただ今から平成29年第12回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。農業委員会会議規則第7条で定める定足数に達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 どうも皆さんこんにちは。今年最後の定例会ということで、年末の、それこそそれぞれお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

この一年もいろいろありましたが、こと農業においては更別農協も一昨年を凌ぐような勢いのようなようですので、何かとそれぞれ対策されていることかと思います。

本日は、報告事項4件、議案8件、その他となっておりますが、どうかひとつよろしくお願い致します。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第 6 条により、会長が議長となり議事を主宰

【議長】 それでは議事録署名委員を決定します。11 番 穴戸委員、1 番 山中委員、それぞれお願い致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第 1 号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それではこれより議件に入らせていただきます。まず 1 番目、報告第 1 号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局】 報告第 1 号、農業者年金業務処理状況について説明致します。11 月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。
(報告案件朗読)

【議長】 ただ今事務局より説明がありましたが、何か不明な点、質問等あればお願い致します。

【河瀬委員】 ひとつ良いですか？ A の件で、処理年月日と次の変更申出書の時間の食い違いというか、ここら辺は問題ないの？

【事務局】 政策支援加入要件が不該当になりますと、A のケースだと 1 年間政策支援には加入できないということになっておりまして、1 年後に政策支援加入への申出を改めて出したという形になっております。

【河瀬委員】 一番上のやつは処理したのは出てなかったから 29 年の 11 月なんでしょ？

【事務局】 そうです。

【河瀬委員】 でも、それはそのままのように処理をしていくということ？

【事務局】 そのままのように、●●●ということなので、この●●●。

【河瀬委員】 この順番からいくと、処理日と次の申出のあれが食い違うから、そこらへんが上手くいくのかなと。

【事務局】 話すと複雑になるんですけども、受付機関、うちと農協さんなんですが、お互いに調整かけてやらせていただいておりますので。

【議 長】 他に何かありませんか？
(質疑等無)

【議 長】 なければよろしいですね？
(「はい」の声)

(2) 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

【議 長】 次、報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について説明お願い致します。

【事 務 局】 報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について説明致します。11 月定例総会議案調製以降、2 件の賃貸借に係る合意解約が成立した旨通知がありましたので報告するものです。
(報告案件朗読)

【議 長】 ただ今の説明の中で、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議 長】 なければよろしいですね？
(「はい」の声)

(3) 報告第 3 号 農地の使用貸借の合意解約の通知について

【議 長】 次、報告第 3 号、農地の使用貸借の合意解約の通知について説明お願い致します。

【事 務 局】 報告第 3 号、農地の使用貸借の合意解約の通知について説明致します。11 月定例総会議案調製以降の使用貸借の合意解約について報告するもので、こちらは任期替え後初めて出てきた案件ですので通常法令等の説明から入るところですが、使用貸借の解約については特段の規定がないため、農地法第 18 条の賃貸借の解約に準じて取り扱っております。
今回、2 件の合意解約が成立し通知があったところです。
(報告案件朗読)

【議 長】 ただ今説明がありましたが、この点についてご質問があればお願い致します。
(質疑等無)

【議 長】 よろしいですか？
(「はい」の声)

(4) 報告第 4 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）

【議 長】 では次、報告第 4 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告をお願い致します。

【事 務 局】 報告第 4 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん（結果報告）について説明致します。

11 月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借 1 件、売買 1 件のあっせんが成立したほか、所有権の移転調整を 1 件行っております。

（報告案件朗読）

【議 長】 それでは戻りますが、最初に賃貸借の方から。B から申出がありました賃貸借について、あっせん委員長を務められました大地委員より報告をお願い致します。

【大地委員】 あっせん委員会の開催日は 11 月 20 日で、賃貸人、賃借人ともに条件が同じということで、書類あっせんの形で行いました。内容につきましては局長の説明したとおりです。

【議 長】 次、C より申出がありました売買の件について、こちら、あっせん委員長を務められました大地委員より報告お願い致します。

【大地委員】 こちらは 11 月 27 日に現地確認を行い、その後あっせん委員会を開催しました。内容につきましては局長が説明したとおりです。

【議 長】 次、D から申出がありました所有権移転調整について、調整委員長を務められました日光代理の方から報告お願い致します。

【日光代理】 11 月 27 日の日に、ここに記載されている委員で移転調整を行いました。内容については局長より説明のあったとおりで、5 年後にそれぞれ売渡予定者のもとに売り渡されるということで決定しております。

【議 長】 ただ今 3 件、賃貸借から報告がございましたが、何かご意見、ご質問等あればお願い致します。

（意見等無）

【議 長】 よろしいですか？

（「はい」の声）

(5) 議案第 1 号 現況証明願について

【議 長】 これより議案に入りたいと思います。議案第 1 号、現況証明願について説明お願い致します。

【事 務 局】 議案第 1 号、現況証明願について説明致します。今回 2 件の願出がありましたので、証明してよろしいか審議を願うものです。

(議案朗読)

現地調査については、それぞれ地区担当委員を含む 3 名の委員をお願いをしております。

【議 長】 ただ今 2 件の現況証明願の説明がありましたが、まず 1 件目、E から申出がありました農地につきまして、河瀬委員より報告お願い致します。

【河瀬委員】 昨日、12 月 18 日に私と日光代理と日崎委員で確認をしてきました。議案にありますように利用状況は宅地ということで、この場所には格納庫が建っております。農地としてはほぼ使えない状況ということで、おそらく●●●格納庫が建ったということで、利用状況は宅地でよろしいかと思えます。

【議 長】 ただ今の説明について、何かご質問等あればお願いします。
(質疑等無)

【議 長】 この内容で証明してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは証明するものとします。
次、2 件目、F の件について、これも河瀬委員説明お願い致します。

【河瀬委員】 こちらも同じく、昨日 3 名で確認をしてきました。2 筆ともなんですけど、上の段、●番●というところには、道路側に D 型及び格納庫、畜舎等が、道路に沿ったり道路に対角で建っておりますので、宅地という利用状況になっています。下の段、●番●というところですが、これも丁度道路側、雑種地の近く、宅地の下辺りはまあまあというところなんですけど、おおよそ住宅に被っている部分もあり、道路際には格納庫が半分くらいかかっているということです。利用状況としては宅地ということで妥当かなと思います。

【議 長】 ただ今河瀬委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問があればお願い致します。
(意見等無)

【議 長】 ありませんか？
（「はい」の声）

【議 長】 なければこの内容で証明したいと思います。

(6) 議案第 2 号 更別村農業振興地域整備計画の変更について

【議 長】 続きまして議案第 2 号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明をお願い致します。

【事 務 局】 議案第 2 号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明致します。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、更別村から農業振興地域整備計画の変更に伴う意見を求められており、用途変更に係る異議の有無について審議願うものです。
（議案朗読）

【議 長】 ただ今説明が事務局よりありましたが、この件について、ご意見、ご質問等あればお受け致します。
（意見等無）

【議 長】 ありませんか？この内容で回答してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それではこの形で進めていただきたいと思います。

(7) 議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

【議 長】 次、議案第 3 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明をお願い致します。

【事 務 局】 議案第 3 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明致します。所有権移転 2 件、利用権設定 15 件の申請について許可してよろしいか審議願うものです。

なお、所有権移転全件と利用権設定のうち使用貸借に係る案件については、所有する全農地を一括して相手方へ処分するものであり、図面を付けると膨大なページになるため添付は省略しておりますのでご了承ください。
（議案朗読）

以上 17 件について、事務局では許可要件のすべてを満たしていると考えております。

【議 長】 ただ今事務局から説明がありましたが、1 番目の G から始まり、17 件で
すか、非常にボリュームが多いので、これより少し時間を取ってお目通し
を願いたいと思います。その後でご意見等を伺い進めていきたいと思いま
すのでよろしくお願い致します。

(各委員確認)

【議 長】 いかがでしょうか？おおよそ目を通されましたでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは審議を願います。まず 1 番目、G の、移譲後相当年数が経って
いて、贈与ですね、この件につきましてご意見等ありませんか？
(意見等無)

【議 長】 なければ許可してよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 許可するものとします。
次、2 番目、ここから経営移譲に伴う件に入るんですが、H から申出が
ありましたこの件につきましては、相続時精算課税制度に則った贈与とい
う形で行われますが、この件につきましてご質問、意見等受けます。
(質疑等無)

【議 長】 よろしいですか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは許可するものと致します。
次、3 番目、I から申出がありました経営移譲、これより利用権設定と
いうことで使用貸借の絡みになります。この件につきまして、ご意見ござ
いませんか？
(意見等無)

【議 長】 なければ許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 許可するものとします。
次、4 番目、J から申出がありました経営移譲、使用貸借ということで、
この件につきましてご意見求めます。
(意見等無)

【議 長】 許可してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 許可するものと致します。

5 番目、Kより申出がありました、これも経営移譲、使用貸借の件ですが、ご意見を求めます。

(意見等無)

【議 長】 この件について、許可してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 許可するものと致します。

次、Lから申出がありました経営移譲、この件に対してご意見を求めます。

(意見等無)

【議 長】 この件について、許可してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 許可するものと致します。

次、7 件目、同じくMより申出がありました経営移譲、使用貸借の件について、ご意見を求めます。

(意見等無)

【議 長】 この内容で許可してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 許可するものとします。

次、8 件目、Nより申出がありました経営移譲、使用貸借の件について、ご意見を求めます。

(意見等無)

【議 長】 この件に対し、許可してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 許可するものと致します。

次、9 番目から使用貸借の関係ですが、Oが貸主の使用貸借の件について、ご意見を求めます。

(意見等無)

【議 長】 この件に対して、よろしいですか？

(「はい」の声)

- 【議 長】 許可するものと致します。
次、10 番目、同じく使用貸借ということで、P から申出がありました件ですが、ご意見を求めます。
(意見等無)
- 【議 長】 この件につきまして、許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 許可するものと致します。
次、11 番目、Q 名義の土地の賃貸借について、借主 R、この方が借り受ける件につきましてご意見等を受けます。
(意見等無)
- 【議 長】 この内容で許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 許可するものと致します。
12 番目、同じく Q 名義の土地、借受人が S、この件につきましてご意見を受けます。
(意見等無)
- 【議 長】 この内容で許可してよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 許可致します。
次、13 番目、Q 名義の土地について、借主 T が受ける訳ですが、この件についてご意見を求めます。
(意見等無)
- 【議 長】 許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 許可するものと致します。
14 番目、同じく Q 名義の土地につきまして、借受人 U が受ける件につきまして、ご意見を求めます。
(意見等無)
- 【議 長】 この件について、許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 許可するものと致します。

15 番目、名義がV名義の農地につきまして、借受人Sが借りる件につきまして、ご意見を求めます。

(意見等無)

【議 長】 この内容で許可してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 許可するものと致します。

次、16 番目、W名義の農地につきまして、借受人Tの件について、ご意見を求めます。

(意見等無)

【議 長】 この内容で許可してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 許可するものと致します。

17 番目、同じくW名義の農地につきまして、借受人Rの件について、ご意見を求めます。

(意見等無)

【議 長】 この内容で許可してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 以上 17 件、全て許可するものと致します。

(8) 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議 長】 次、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明をお願い致します。

【事 務 局】 議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。

基盤強化法に基づき村より決定を求められた利用権設定 1 件、所有権移転 1 件の農用地利用集積計画について決定してよいか審議願うものです。

(議案朗読)

以上、集積計画に登載するためのものであり、基盤強化法第 18 条第 3 項で規定する各要件であります基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事を満たしていると考えております。

【議 長】 ただ今事務局より説明がありましたが、まず1件目、賃貸借、利用権設定ということでXが設定されておりますが、この内容につきましてご意見等ありませんか？

(意見等無)

【議 長】 なければ決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 決定するものと致します。

次、売買に移ります。所有権移転ということで、Yが設定を受ける訳ですが、この件につきましてご意見を求めます。

(意見等無)

【議 長】 この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定致します。

(9) 議案第5号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調製について

【議 長】 次、議案第5号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調製について説明お願い致します。

【事務局】 議案第5号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調製について説明致します。

北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領第3の7に基づき、あっせん譲受等候補者名簿を次頁からのとおりとしてよろしいか審議をお願い致します。

こちらは前回の定例総会で事前に名簿の案を配布してそれぞれご確認いただいております、●●区と●●区の名簿で一部修正の連絡をいただきましたのでその部分を直し、先ほど議案第4号で決定した集積計画に関わる方々の面積を修正しております。

なお、議案につけている名簿は文字が小さいため、担当地区ごとに拡大した名簿を別に配布しておりますのでご活用ください。

【議 長】 ただ今事務局より説明がありましたが、この件につきましてご質問、ご意見等あればお願い致します。

(質疑等無)

【議 長】 この譲受人名簿について、よろしいですか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、これで進めていただきたいと思います。

(10) 議案第 6 号 農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について

【議長】 次に、議案第 6 号、農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について説明をお願い致します。

【事務局】 議案第 6 号、農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について説明致します。

1 枚物の資料「議件説明用」をご覧ください。1 頁中程の「2」になります。黒丸の一つ目、農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項「…農業委員会は…農用地の所有者からの申出の内容が当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ…農地中間管理機構を含めた調整において認定農業者又は認定就農者に対する利用権の設定等が困難な場合であって、…効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、…市町村の長に対し、次項の規定による通知をするよう要請することができる」とされています。

次項の規定というのが二つ目の黒丸になります。基盤強化法第 16 条第 2 項「…市町村の長は、前項の規定による要請を受けた場合において、基本構想の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるときは、…農地中間管理機構が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するものとする」との規定です。

黒丸の一つ目と二つ目を要約すると、農業委員会が所有者から所有権移転の申出を受けたものの調整が整わないので、中間管理機構が所有者と買入れの協議を行うことを村長から所有者へ通知するようこちらから要請するという内容です。

それでは議案に参ります。基盤強化法第 15 条第 1 項の規定に基づく所有権移転のあつせん申出に対する農用地の利用関係の調整の結果、農地中間管理機構による買入が特に必要と認め、同法第 16 条第 1 項の規定により村長から申出者へ買入協議に係る通知をするよう要請してよろしいか審議をお願い致します。

(議案朗読)

【議長】 ただ今事務局より説明がありましたが、この内容で村長の方へ要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定致します。

(11) 議案第 7 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議 長】 次、議案第 7 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明お願い致します。

【事 務 局】 議案第 7 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。売買 2 件、賃貸借 1 件のあっせんの申出がありましたので審議願うものです。

(議案朗読)

【議 長】 ただ今事務局より説明があり、売買 2 件、賃貸借 1 件の申出がありましたが、この内容について、あっせんしてもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それではあっせんするものと致します。

それで、あっせん委員の選定をさせていただきます。まず 1 件目、Z から申出があった農地の売買について、あっせん委員を発表します。日崎委員、河瀬委員、塩田委員、福田委員、それぞれお願い致します。

2 番目、A' から申出がありました農地の売買の件について、これも 1 件目、Z と同じ委員の方をお願いしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

次、3 番目、B' から申出がありました農地の賃貸借の関係で書類あっせんとなりますが、あっせん委員について発表します。山中委員、大地委員、赤澤委員、及川委員、それぞれお願いしたいと思います。

それで戻りますが、1 件目の Z と 2 番目の A' の売買の件につきまして、あっせん委員会の開催日時を決めたいと思いますが、日崎委員取りまとめお願い致します。

※ 日崎委員取りまとめによりあっせん委員会開催日時を調整

【議 長】 それではあっせん日は今月の 28 日、午前 9 時からということで、Z、A' の件について、現地調査も伴いますが、よろしくお願い致します。

次、3 番目の賃貸で B' から申出がありました件につきましては書類あっせんで行いたいと思いますが、今日、定例会終了後でよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 では終了後ということで、ひとつよろしくお願い致します。

(12) 議案第 8 号 農用地の利用調整の調整について

【議長】 では次へ進めさせていただきます。議案第 8 号、農用地の利用調整の調整について説明お願い致します。

【事務局】 議案第 8 号の説明を致します。

議件説明用資料の裏面、2 頁をご覧ください。黒丸で農業経営基盤強化促進法第 15 条第 2 項、報告第 4 号のときと条項は同じで省略箇所が変わっています。「農業委員会は…農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため…農地中間管理事業（農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出があった場合に限る。）…の実施が必要であると認めるときは、…農地中間管理機構の同意を得て、農地中間管理機構を含めて当該調整を行うものとする。」とされています。

その下に「農地中間管理事業」の説明を記載しています。農地中間管理機構が申出者から賃借権又は使用貸借による権利＝農地中間管理権を取得し、担い手等に貸付を行う事業です。要は機構が農用地を借りて転貸する事業になります。記載はありませんが、この事業の特徴は、申出者へ国から農地集積に寄与したということで協力金が支払われることです。二つ目のマルポツですが、この事業により借受を希望される方は、毎年実施される公募に申し込む必要があります。

その下の※印に参ります。一つ目、申出者から機構へは、基盤強化法に基づく「農用地利用集積計画」を決定し市町村が公告することで権利が設定されます。二つ目、機構から借受希望者へは、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく「農用地利用配分計画」を作成し知事が認可、公告することで権利が設定されます。この配分計画は、農業委員会での利用調整後に村が作成して機構へ提出し、機構が正式に定めて知事へ申請する流れとなります。

今回の議案ですが、まず申出者から機構への手続の部分は 3 年前に終わっており、その時点から 10 年間の権利が設定済です。次に機構から借受希望者への権利設定ですが、当時道内は最大 3 年間と指示されており、その期限が年明け 3 月に満了となります。このため、4 年目以降の権利設定に向けた調整を改めて行うものです。

現在は 3 年間の制約は撤廃されているため、最大 7 年間の権利設定が可能となります。

それでは議案に戻りまして、第 8 号です。農地中間管理事業規程第 8 条の規定に基づき申出があり農地中間管理機構が農地中間管理権を取得し農用地利用配分計画を決定した農用地について、当該農用地利用配分計画の設定期間満了に伴う利用関係の調整を行ってよろしいか審議をお願い致します。

(議案朗読)

【議 長】 ただ今事務局より説明がありましたが、申出がありました2件につきまして、利用調整を進めてもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 併せて、書類あっせんということですが、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは利用調整をするものと致します。

それで利用調整委員の選任ですが、甚だ恐縮なんですが、今日この定例会終了後と致したいのですが、よろしいですか？

(「はい」の声)

【議 長】 それで重ねてなんですが、調整委員につきましては、先ほど7号議案のB'のあっせん委員にあたられた方にそれぞれお願いしたいと思います。というのは、本来であればそれぞれのブロックからということにもなるかとは思いますが、待ち時間等迷惑をかけるかなということで、ひとつご理解いただきたいと思います。よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 ではその形で進めさせていただきます。

以上で議案の方は終了させていただきます。

6. その他の協議状況

(1) 歳末たすけあい運動（職域募金）について

【議 長】 次、5番目、その他ということで1点目、歳末たすけあい運動について説明お願い致します。

※ 資料90頁

※ 例年どおり、親睦会費から募金を行う。

(2) 村づくり懇談会について

【議 長】 次、2番目、村づくり懇談会について説明お願い致します。

※ 資料91頁

・日時：平成30年1月19日（金）午後3時～

- ・ 場所：更別村社会福祉センター 大ホール
- ※ 懇談会、懇親会の出欠の報告を1月9日までに企画政策課へ。
- ※ 既に欠席されることが分かっている場合はこの場で報告を。

(3) 平成29年度南十勝農業委員等研修会について

【議 長】 次、3番目、平成29年度南十勝農業委員等研修会について説明お願い致します。

- ・ 日時：平成30年2月8日（木）～9日（金） 村バス使用
- ・ 場所：十勝川温泉 第一ホテル
- ※ 出欠報告期限が1月8日のため、欠席の場合は早めに連絡を。
- ※ 出発時刻は後ほど連絡。

(4) 平成30年 第1回農業委員会定例総会について

- ※ 第1回定例総会は、1月19日（金）13時00分から決定する。

7. 閉会挨拶

【会 長】 それでは長時間に渡り、12月の定例会をこれで終了したいと思いますが、皆様におかれましては改選後半年が経過しました。それぞれまた来年に向けていろいろお世話になるかと思いますが、よろしくお願い致します。
本日はありがとうございました。